

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた  
検疫待機施設の確保に係る覚書第3条に定める協定

(基本方針)

令和4年10月28日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長 森田 博通（以下「甲」という。）と司法研修所事務局長 一場 康宏（以下「乙」という。）が締結した「新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書」第3条に定める費用負担及び役割分担等について下記のとおり締結する。

(費用負担)

第1条 検疫待機施設（以下「待機施設」という。）として運用中に発生する宿泊棟の維持に要する費用（電気、ガス、水道料金）、入所者の対応に必要な経費（運営スタッフ、警備等の人件費、防護服等の備品類）については、厚生労働省の負担とする。

なお、宿泊棟の維持に要する費用で、計量器により直接使用数量が確認できない場合の算出方法については、甲乙協議の上決定する。

- 2 宿泊棟に入居している研修生（以下「入寮者」という。）が宿泊棟から退去及び自宅から帰寮する際の荷物運搬費、交通費等入寮者の移動に要する費用並びに研修継続のために要するホテル滞在費については、厚生労働省の負担とする。
- 3 居室内の清掃・消毒待機施設開設及び原状回復のための費用については、厚生労働省の負担とする。
- 4 上記覚書に基づく宿泊棟の引渡しに際し、司法研修所で行っている設備保守や清掃等に係る業務請負契約の変更契約の締結が完了しなかった場合の請負代金のうち変更契約の締結が完了していれば本来支払う必要のなかった部分の費用は、厚生労働省の負担とする。
- 5 施設運用中に生じた施設の破損については、厚生労働省の負担により修繕する。
- 6 施設運用中に生じたか不明な破損については、甲乙協議の上決定する。
- 7 上記第1項から第6項のほか、待機施設開設に伴う追加的に発生する費用については、甲乙協議の上、原則として厚生労働省が負担する。

(役割分担)

第2条 施設の維持管理については乙の責任により対応する。ただし、乙が委託する保守点検業者等が、保守点検等のために、待機施設に設けられた感染症対策のための管理区域に入場できない場合はこの限りでない。

- 2 施設の運営に関する業務（委託業者の手配等）については、甲の責任により対応する。甲は、業務を行うに必要な業者の手配にあたり乙の協力を求めることが出来る（業者の紹介）。
- 3 施設運営中の地元自治体、関係者等への対応は、乙の協力を得て甲の責任により対応する。

(その他)

第3条 本協定書に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。

令和4年10月28日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
検疫所業務課長 森田 博通



乙 埼玉県和光市南2-3-8  
司法研修所  
事務局長 一場 康宏

